

柘植地域 まちづくりだより 第188号

発行 柘植地域まちづくり協議会事務局
三重県伊賀市柘植町一〇六四七番地
(柘植地区市民センター内)
〒五二九-1402
電話 四五-八八八〇 FAX 四五-八八八三
二〇一七(平成)二十九年五月一日(月)
柘植地域内12か所にカラー版設置中です

柘植地域俳句コーナー
苗木屋の
桐三段の
茄子の苗
富山文夫

6年ぶりの規約改正

臨時総会開催

新体制づくりは先送りに…
まちづくりの業務は
現体制で定期総会まで

4月14日(金)夜、市民センターにて、臨時総会が開かれました。

議長には久泉剛さん(岡鼻区)が選出され、議事録署名委員は藤井登さん(山出区)と林田民生さん(前川区)が務められました。

まず第1号議案の規約・規則改正の件が審議・承認されました(詳細は2ページ以降に掲載)。

続く第2号議案の新役員選出の件については、役員候補者の選出がまだできていないことが選考委員代表の城出憲一さん(上村区)から報告があり、「5月27日の総会において選出をする」ということで承認されました。

閉会後は、今年度初めての部会を開催し、部会の組織づくりを行いました。



まち協は市と区・住民のパートナーとして重要である。しかし年々課題が増えている実情がある。

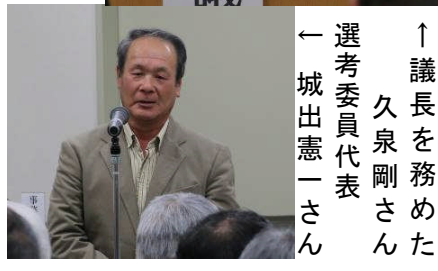
最近の成果は、

- ①『まちづくり計画』改定議論が不十分だったが、規約や規則の改正については議論できた。
- ②保育園跡地利活用の検討を行い、現在、2つのNPOで運営・開業ができる見通しが立ってきた。
- ③HPのリニューアル(スマホ対応)により、まち協情報が幅広い年代に身近になった。

最近の課題は、

- ①予算不足をどう補っていくか
- ②役員等のなり手が非常に少ない
…一人ひとりが前向きに知恵を出し合って柘植地域のまちづくりを進めていきましょう。

(阪井会長挨拶より)



↑議長を務めた
久泉剛さん
←選考委員代表
城出憲一さん

臨時総会第1号議案

改正の主なポイント

協議会事務局

★改正に至った経過★

昨年度(平成28年度)、事業計画の中で、『まちづくり計画』ならびに規約を見直し改定することを、重要な事業の一つとして掲げました。結果、『計画』見直しと評価につきましては、各部会・運営委員会での審議を経て、『評価(ダイジェスト版)』を9月15日に全戸配布させていただきました。

しかし、『まちづくり計画』の内容を5年先10年先まで見越して議論しあうことができないまま、月日が経過し現在に至りました。

とはいえ、会計に直結し、まち協や区の運営にも大きく関わる「規約や規則」については、現状を踏まえて改定せずには済まない状況と判断し、運営委員会での議論・承認を経て今回上程することになりました。

協議会組織について

○役員(第5条)

会長	1名
副会長	4名
書記	1名
書記	1名
会計	1名

(うち1名は男性又は女性とする)

改正理由…市行政等からの要請事項は年々増加しています。まち協の舵取

り役である役員会での議論に柘植地域12区の意見をより反映させていくために、区長2名(これまで1名)が役員に入ります。

○顧問(第9条)

顧問は、会長の求めにより、会の運営について意見を述べることができる。

改正理由…まちづくり協議会の運営について、より一歩踏み込んだ議論を進める際に、顧問様の大所高所からのご意見を拝聴することはたいへん有意義であると考え、顧問の役割を記させていただきます。

協議会の役割運営について

○実践と評価(第12条)

各所管に関わる事項(『まちづくり計画』の内容や事業内容等)を審議及び実践・評価をする。

改正理由…活動は「実践」だけではなく、その実践をふりかえって、「評価」することが、より有効な取り組みを生み出すために大切です。

協議会の組織について

○部会・実行委員会(第12・13条)

部会には、部会長を置く。また副部長、部会会計等を必要に応じて置くことができる。

実行委員会には、実行委員長を置く。また副実行委員長、実行委員会会計等を必要に応じて置くことができる。

改正理由…各部会には部会長を置き、副部会長あるいは会計、班長など部会長以外は、その部会が運営上、あるいは事業推進上、やりやすいように役職を定めていただけるようにしました。実行委員会についても同様です。これまであいまいであった「事業主体」を明確にし、「事業主体」が計画や予算を立て、運営委員会・総会にて提案します。

運営委員会の構成は、後掲の「組織図」にあるように、部会からは部会長の代表も参加することとします。

また運営委員会本来の目的は事業計画と反省評価の審議・承認であることから、年間の会議開催数を半減させ、立場によっては過重になっていた会議への参加負担を減らします。

各種連絡に関しては、区長部会で事業内容についての情報のやり取りを行なうとともに、Webページや『まちづくりだより』、回覧物等により情報の流れを担保します。

また「この指とまれ方式」による実行委員会づくりをいっそう進めることにより、ワンポイントであろうとも自分の能力を発揮していただける場をどなたに対しても用意できるようにしました。

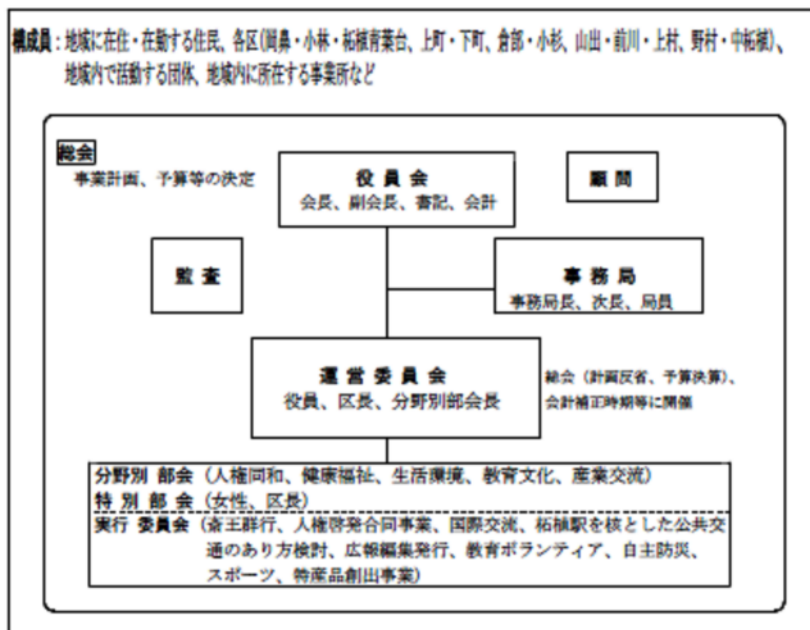
区分 (人数)	報酬の年額
会長 (1)	100,000円
副会長 (4)	17,000円
書記 (1)	12,000円
会計 (1)	20,000円
事務局次長 (1)	10,000円
区長 (12)	100,000円
部会長 (6) (人権同和・健康福祉・生活環境・教育文化・産業交流・女性)	17,000円
実行委員会の長	17,000円以下で別に定める

協議会の会計について
 ○会計(第15条)
 協議会会計は、交付金、補助金、会費(区負担金)、その他収入をもってこれをあてる。
 改正理由…各区から一律13000円を年会費として納入していただいています。その現状に合わせて、収入の項目に、「会費(区負担金)」を挿入します。
 ○役員委員の報酬(規則第4条)
 改正理由…会長の報酬については、これまで「区長手当と同額の年12万円」

ということにしていましたが、「区長」をまち協の委員として位置づけるのに合わせて、それぞれ報酬を年10万円とします。また別途に会議出席費を予算化します。
 また、「会長職」は組織の最終責任者であるとともに、柘植地域の顔として各種会合へ出席していただくなどの実情があるのですが、財政厳しい折、今回の改定額としました。
 ただし、今後数年先を見通した議論をすすめておに進めておられます。
 今回の収入も、事業の見直しや予算配分、加えて自己資金の確保を行なうことで、さらなる規則改正を予定しています。



★今回の改正はひとつのステップ★
 まちづくり協議会が、当地域の現状に見合った機動力を發揮させ、将来につながる成果を一つでも導き出せるような組織となるようにしていきたいと考えて改正しました。



左記の組織図は、改正した規約をふまえ、現在の実情を表したものとなっています。

・・・ご案内・・・
第30回つつじ祭
 主催 余野公園保勝会
 日時：5月14日(日)
 9:50~14:00(雨天決行)
 まちづくり協議会では、
 特産品創出事業の
 「黒豆あんまき」(150円)
 「黒豆水まんじゅう」(100円)
 を販売します。
 その他詳細は、5/1に全戸配布
 された「案内」(淡いフジ色
 の用紙)をご覧ください。

また、付則をご覧いただくとはわかりませんが、改正は平成23年以來6年ぶりです。これまで運営のあり方などをつかりと議論することなく進めてきたためいろいろと弊害が出ています。その反省も込めて今回の改正となりました。

時代は人口減少・少子高齢社会となつています。今回の改正がベストとは考えていません。時代の変化はたいへん早く、昨日の価値観が通用しないといった時代です。つねに規約や組織を見直しながら柔軟に運営をしていけるシステムへの変更も考えなければなりません。

今年度は、『まちづくり計画』が多くの住民の視点を活かして改定していきける仕組みを事業化して取り組みたいと考えています。



**人権同和問題地区別懇談会事業
 柘植地域会議 開かれる**
 (兼 人権啓発合同事業実行委員会)

4月17日(月)
 夜、市民センター
 で今年度の伊賀支
 所人権・同和問題
 地区別懇談会事業
 柘植地域会議が開
 催されました。柘
 植地域12区の人権
 啓発推進委員と区
 長を対象に伊賀支
 所より事業説明が
 ありました。



また、柘植地域
 会議の後には、ま
 ちづくり協議会人
 権啓発合同事業実
 行委員会の打ち合
 わせも行い、今年
 度と来年度の合わ
 せて2か年の計画が確認されました。

各区単位での啓発を基盤にしながら
 行う伊賀支所地区別懇談会事業と、柘
 植地域の12区が協力してお互いの取
 組みを補完しあう合同事業を組み合
 わせて、柘植地域の人権啓発が推進さ
 れてきました。

予定では5月20日(土)午前、いが
 まち人権センターとその周辺において
 行なう「近隣フィードバック」、6
 月頃に、各区がそれぞれ考えた内容で
 一斉に実施する「人権映画上映会」(一
 覧表を6月1日に全戸に配布予定)。
 さらに、秋(日時未定)に遠方フイ
 ールドワークとして、津市にある三重
 県人権センターや松阪市にある松浦武
 四郎記念館等を訪れる予定です。
 昨年度は甲賀市甲南にある「やまな
 み工房」や奈良にある「水平社博物館」
 などを訪問して12区みんなで研修しま
 した。(『まちづくりだより』168号、
 179号参照)

★★★事務局だより★★★

▼新役員選出ができないという事態に表れて
 いるように、組織を維持することは難しい。
 ▼その理由は、最近のご時世のせい？、当
 ち協の組織のあり方に問題がある？、そも
 も伊賀市が新しく作った住民自治の枠組に無
 理がある？、「先進地」と言われてきた当地
 域だからこそ、こうした課題が「先進的」に
 表れてくるとも言えるのかも。▼生みの苦し
 み…。臨時総会で規約等の改正ができたこと
 で、少しは「産道が広がった」とは思います。
 ▼まち協という組織を育てていくのは、つま
 ると、参画意識のありよう、そして最終的には
 家庭事情。その総和の結果です。▼直面して
 いる人口減少社会。地域としてどう対応する
 のか？そこが問われています。
 (西田方計)